

市町村二次審査時の流れや返戻事例

○市町村二次審査の流れ

- ・毎月20日前後に市町村での二次審査が始まる。（審査期間は約2日）
- ・エラー内容のチェックと請求内容を細かく審査し、不備や疑義がある場合には各事業所に問い合わせる。
- ・返戻と判断した場合には国保連に返戻の処理を依頼する。

※返戻を基本とするが事業所運営の観点から、返戻ではなく過誤対応することもある。各事業所に問い合わせた際に相談する。

○返戻理由と件数

	返戻理由	受付年月	R5.4	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4	R6.5	R6.6	R6.7	R6.8
1	利用者負担額の間違い		3	5	2	8	1	2	2	2	2	1	2	3	3	4	2	8	5
2	支給決定内容と請求内容の相違(基本報酬、加算)		1		1				1										
3	請求コード間違い(基本報酬)						2		2	1	2	17	2	2	5	7	4	18	7
4	障害支援区分の間違い			4				1	1	1	2	1	2			1		1	1
5	ごく短時間での請求(身体介護20分未満等)					2		1		1									
6	加算請求の間違い(登録との相違、区分間違い 等)			1		7	4	2	1	2		1	2		1	2	4	4	29
7	支給決定していない期間の請求				1			1											
8	特定障害者特別給付費、補足給付費等の給付金額間違い					2	2	1	1								1		
9	実績不備(時間、日付、回数 等)		1			1	3	4		2	4	5	1	1	3	8	2		1
10	サービス提供実績の重複(日付、時間)			1	2	3	2	7	6	6	1	5	1	3			2		

※過誤対応としたものは集計せず、返戻のみ集計。

○返戻理由の詳しい内容

1	利用者負担上限月額の過徴収・未徴収の場合に返戻する。受給者証更新後にエラーが発生しやすいため、受給者証を確認。確認できない場合は請求前に市へ確認。
2	受給者証に記載されている支給決定コードに対応する請求コードでない場合に返戻する。
3	県に登録している内容と異なる請求内容の場合(定員区分や工賃区分等)、実績に応じた基本報酬でない場合に返戻する。短期入所基本報酬のⅠとⅡの間違いが多い。日中活動系サービス利用の場合や、施設で昼食をとらない場合はⅡで請求すること。
4	障害支援区分に対応した請求内容でない場合に返戻する。受給者証更新後にエラーが発生しやすいため、受給者証を確認。確認できない場合は請求前に市へ確認。
5	居宅介護が20分未満の場合に返戻する。その他のサービスについては事業所へ聞き取り、個別に対応を検討する。
6	県に登録している内容と異なる請求内容の場合、算定回数が実績と異なる場合などに返戻する。夜間支援体制加算の間違いが多く、実際の利用人数ではなく県に登録している人数の区分で請求すること。
7	支給決定期間外の請求は返戻する。転入や転出で決定期間が複雑な場合に発生しやすい。
8	特定障害者特別給付費(家賃補助)が1万円を超えている場合、補足給付費が支給決定内容と異なる場合に返戻する。GHが変わった場合に家賃補助の請求が1万円を超えることがあるため、両事業所合わせて1万円になるよう調整すること。
9	実績報告書内の時間計算や日付入力ミス等により、請求金額が変わる場合に返戻する。
10	提供時間や提供日の重複が認められていないサービスで重複があった場合に返戻する。身体介護と家事援助等の居宅介護サービス別での重複や、通所サービスでの利用実績と欠席時対応加算の重複が多い。